

# 中山裁判ニュース

(うどん屋配転訴訟)

NO.4

2009年 5月29日

JR東海労名古屋地方本部  
発行者 丹羽成生

**「基本動作変更」の合理的な根拠  
を何ら明らかにせず、命令と服従  
の主張を繰り返す会社！！**

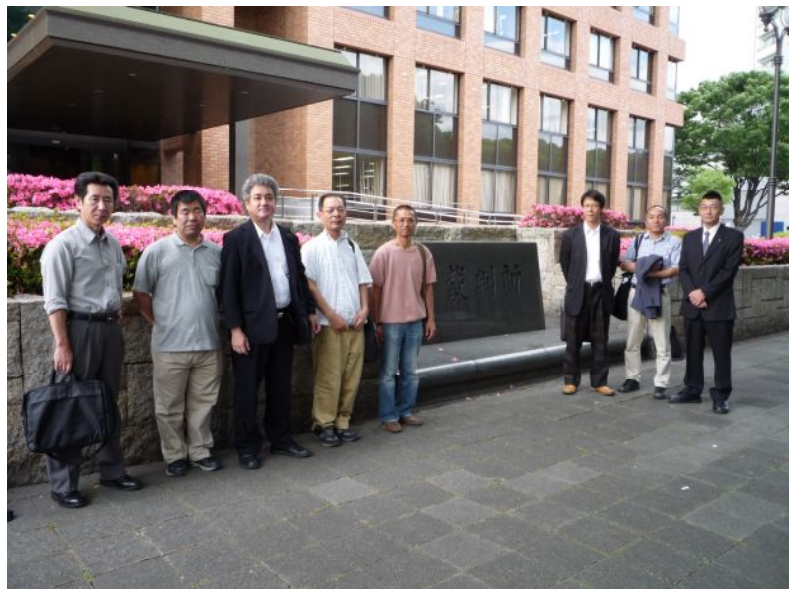
## 中山裁判第四回弁論開催

5月29日、名古屋地方裁判所において、亀山分会・中山喜弘さんの不当配転撤回を求めた裁判の第四回弁論が開催されました。

中山さんは、ワンマン列車に乗務中「左側のドアスイッチを右手で扱った」ことを問題にされ「日勤教育」をさせられ、試験に合格しないことを理由にして「うどん屋」へ配転されました。

この間、中山さんは、裁判所のなかで、①「基本動作の変更」は、何ら合理的な根拠がなされていないこと②日勤教育のなかでも「基本動作の変更」について何ら説明がされていないこと③「基本動作の変更」は、安全上問題であることを主張してきました。

しかし、会社は、中山さんの主張を一切無視し、決められたことをやらない中山さんが問題であると反論してきました。私たちは、このような会社を絶対に許すことはできません。



**次回、第五回弁論は、8月14日16時から開催されます**